

居宅療養管理指導サービス 別紙利用料金表

2024年10月1日

サービスの利用料は下記の通りです
介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

			1割	2割	3割	
居宅療養管理指導（Ⅰ） （医師が行う場合）	単一建物居住者（1人）	1回あたり	515	1030	1545	月2回まで
	単一建物居住者（2～9人）	1回あたり	487	974	1461	月2回まで
	単一建物居住者（10人以上）	1回あたり	446	892	1338	月2回まで
居宅療養管理指導（Ⅱ） （医師が行う場合）	単一建物居住者（1人）	1回あたり	299	598	897	月2回まで
	単一建物居住者（2～9人）	1回あたり	287	574	861	月2回まで
	単一建物居住者（10人以上）	1回あたり	260	520	780	月2回まで
居宅療養管理指導 （管理栄養士が行う場合）	単一建物居住者（1人）	1回あたり	545	1090	1635	月2回まで
	単一建物居住者（2～9人）	1回あたり	487	974	1461	月2回まで
	単一建物居住者（10人以上）	1回あたり	444	888	1332	月2回まで
居宅療養管理指導 （歯科衛生士が行う場合）	単一建物居住者（1人）	1回あたり	362	724	1086	月4回まで
	単一建物居住者（2～9人）	1回あたり	326	652	978	月4回まで
	単一建物居住者（10人以上）	1回あたり	295	590	885	月4回まで

事業所名： きらり健康生活協同組合
須川診療所
住所：福島県福島市野田町一丁目12-72
連絡先：024-531-6311